

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出について  
(指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の改正)

- 1 趣 旨 平成19年に広域的事業展開の介護サービス事業者による不正事案が発生したため、平成21年5月施行の改正介護保険において、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し各行政庁への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられた。  
今回、国や市町村所管分以外は都道府県の届出と定められたことに伴い、その手続き等に係る改正を行うもの。

- 2 内 容 事業規模に応じた業務管理体制の整備に係る届出等

介護サービス事業者（法人）							
事業規模に応じた 業務管理体制の整備							
整備内容	事業所等数			届出	届出先区分	届出先	届出様式
	20未満	20以上 100未満	100以上				
①法令遵守責任者の選任	○	○	○		事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	国	別途作成
②法令遵守規程の整備	×	○	○		地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	別途作成
③内部監査規程の整備	×	×	○		上記以外の事業者	都道府県	第10号様式

※事業所等＝事業所又は施設

- 3 主な変更点
- 第3号様式（指定内容変更届出書）…名称変更
  - 第3号の2様式（再開届出書）…届出期限：変更後10日以内
  - 第4号様式（廃止・休止届出書）…名称変更、届出期限：廃止・休止の1月前
  - 第10号様式（業務管理体制の整備（区分の変更）届出書）…届出期限：平成21年10月末日
  - 第11号様式（業務管理体制変更届出書）

- 4 改正要綱の施行期日 平成21年7月31日

- 5 その他
- 京都府における届出先
    - ・府庁健康福祉部介護・福祉事業課（京都市内及び複数の広域振興局に所在する事業者）
    - ・各保健所（京都市を除く地域で、単独の広域振興局所管区域に所在する事業者）

- 6 届出期限 平成21年10月末日